２　信託業法施行令第十四条の規定は、法第四十条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項第一号	信託会社	企業価値担保権信託会社（事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第四十条第一項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十四条第一項第二号から第八号まで	信託会社	企業価値担保権信託会社
第十四条第二項	信託会社が法第二十二条第一項	企業価値担保権信託会社が事業性融資の推進等に関する法律第四十条第一項において準用する法第二十二条第一項
	信託業務	企業価値担保権に関する信託業務
	同項中「信託会社	同項第一号中「同じ。」
	、「信託会社	「同じ。」
	する	、同項第二号から第八号までの規定中「企業価値担保権信託会社」とあるのは「企業価値担保権信託会社から企業価値担保権に関する信託業務の委託を受けた者」とする

（企業価値担保権専業信託会社等が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第七条　法第四十四条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項	前二項	第一項
	これら	同項

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第八条　法第五十五条第一項第二号及び第四号二並びに法第五十七条において準用する信託業法（第十一条において「準用信託業法」という。）第八十五条の六及び第八十五条の二十三第三項に規定する政令で定める指定は、次に掲げる指定とする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第十一条各号に掲げる指定

（異議を述べた企業価値担保権信託会社の数の企業価値担保権信託会社の総数に占める割合）

第九条　法第五十五条第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（指定紛争解決機関について信託業法を準用する場合の読替え）

第十条　法第五十七条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十五条の三第一項第二号	紛争解決等業務	紛争解決等業務（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）
第八十五条の五第一項	加入信託会社等（手続実施基本契約を締結した相手方である信託会社等	加入企業価値担保権信託会社（手続実施基本契約（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結した相手方である企業価値担保権信託会社（同法第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。）第八十五条の十九第一号において同じ。）
第八十五条の六	苦情処理手続	苦情処理手続（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）
	紛争解決手続	紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）
第八十五条の七第二項第一号	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
	手続対象信託業務関連苦情	特定信託業務関連苦情（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連苦情をいう。以下同じ。）
第八十五条の七第二項第二号及び第三号	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第二項第四号	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争（事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第四項に規定する特定信託業務関連紛争をいう。以下同じ。）
第八十五条の七第二項第五号	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の七第二項第六号から第十号まで	加入信託会社等	加入企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第二項第十一号	手続対象信託業務関連苦情	特定信託業務関連苦情
	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争
第八十五条の七第三項	信託会社等	企業価値担保権信託会社
第八十五条の七第四項第二号及び第三号	手続対象信託業務関連紛争	特定信託業務関連紛争